

申告書第1表（平成 年分地価税の申告書）（K S Kシステム用）の記載要領

1 この表は、K S Kシステムが導入された署において「申告書第1表（平成 年分地価税の申告書）」及び「申告書第3表（土地等の内訳書）」に代えて使用する。

2 「納税地」欄等

(1) 「納税地」欄

この欄には、納税地を記載する。

(2) 「本店等所在又は住所」欄

この欄には、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の場合はその本店又は主たる事務所の所在地を記載し、個人の場合はその住所（国内に住所がない場合は居所）を記載する。ただし、(1)の「納税地」と同じ場合は「同上」と記載する。

(3) 「名称又は屋号」欄

- イ 法人の場合は、その名称を記載する。
- ロ 個人の場合は、屋号があればその屋号を記載する。

(4) 「代表者（清算人）氏名又は氏名」欄

- イ 法人の場合は、その法人の代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについてはその管理人）の氏名を記載する。また、地価税法第25条第4項《申告》の規定による清算法人に係る申告書の場合には、清算人の氏名を記載する。
- ロ 個人の場合は、その氏名を記載する。

(5) 「税務署整理」欄

この欄は、申告書提出者においては記載を要しない。

- (注)1 地価税法第25条第2項の規定により相続人（包括受遺者を含む。）が被相続人に係る地価税の申告を行う場合には、「納税地」から「税理士署名押印」までの各欄には、被相続人に係る事項を記載し、別途、「死亡した者の□年分の地価税の申告書付表」に必要事項を記載の上、この申告書に添付する。

2 地価税法第25条第3項の規定により合併法人が被合併法人の申告を行う場合には、「納税地」から「課税時期現在の資本の金額又は出資金額」までの各欄には、被合併法人に係る事項を記載し、別途、「被合併法人の□年分の地価税の申告書付表」に必要事項を記載の上、この申告書に添付する。

3 「1課税価格の内訳」表の各欄

(1) 「一般分土地等」欄

「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」の各欄には、「土地等の明細書（一般分）」の「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」の各欄の「合計」欄の面積及び金額をそれぞれ転記する。

(2) 「課税価格特例土地等（1/2特例分）」欄

イ 「地価税法別表第二関係」欄

「特例適用条文」、「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」の各欄には、「土地等の明細書（1/2特例分）」に記載された土地等のうち、地価税法第17条《課税価格の計算の特例》の規定の適用を受けるものについて、該当する同法別表第二の各号の別（第2号にあっては、更に同号イからへの別）に記載する。この場合、地価税法第17条第2項の規定の適用を受ける土地等については、同法別表第二第9号の土地等に当たるものとして記載する。

なお、「特例適用条文」欄は、次の記載例に従って記載する。

【記載例】

地価税法別表第二の

第1号の場合 ⇨

0	1	号	
---	---	---	--

第2号イの場合 ⇨

0	2	号	イ
---	---	---	---

- (注)1 地価税法別表第二の同じ号に該当する土地等が2以上ある場合には、それらの面積及び課税価格に算入すべき価額のそれぞれを合計

したところにより記載する。

- 2 地価税法別表第二の各号のうち、該当する号が5以上ある場合には、それら各号に該当する土地等のうち、課税価格に算入すべき価額の大きい土地等から順に3番目に課税価格に算入すべき価額が大きい土地等まで記載し、残りは、まとめて記載（「特例適用条文」欄には、まとめて記載するもののうち、最も課税価格に算入すべき価額が大きい土地等に係る地価税法別表第二の号を記載する。）する。

ロ 「租税特別措置法」欄

「特例適用条文」欄に適用条文を記載の上、該当する土地等の「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」を集計し、上記イに準じて各欄に記載する。

(3) 「課税価格特例土地等（2/3特例分）」欄

「土地等の明細書（2/3特例分）」に記載された土地等について、「特例適用条文」欄に適用条文を記載の上、該当する土地等の「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」を集計し、各欄に記載する。

なお、課税価格特例土地等（2/3特例分）に該当する条文が3以上ある場合には、上記(2)イに準じて記載する。

(4) 「課税価格特例土地等（1/5特例分）」欄

該当する土地等の「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」を集計し、各欄に記載する。

(5) 「⑤課税価格」欄

「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」の各欄には、①から④の各小計の合計額を記載する。

4 「2税額の計算」表の各欄

(1) 「⑥基礎控除の額」欄

この欄は、基礎控除について記載する。定額控除によるか、面積比例控除によるかに応じてそれぞれ次による。

イ 定額控除による場合は、□内に「1」と記載するとともに、定額控除額を記載する。

ロ 面積比例控除による場合は、□内に「2」と

記載するとともに、「申告書第2表（面積比例控除額の計算書）」の「2面積比例控除額の計算」表の「合計」欄の金額を転記する。

（注）租税特別措置法第71条の17第1項（農業協同組合等が合併した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、□内に「1」と記載し、特例による基礎控除額を記載する。なお、基礎控除額の計算に当たっては、「農業協同組合等が合併した場合の基礎控除額の計算明細書」を使用する。

(2) 「⑧地価税の額」欄

阪神・淡路大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第32条の規定の適用を受ける場合には、「阪神・淡路大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第32条の規定に基づく地価税の免除措置に係る関係様式の制定について」通達（平成8年4月4日付課資4-2）に定める「免除措置（震災特例法第32条関係）を適用する場合の税額計算明細書」の⑨欄「免除後の地価税の額」の金額を記載する。

(3) 「⑨ ⑧の金額のうち申告期限までに納付すべき税額」欄

この欄は、先に、次の⑩欄を記載した後、⑧欄の金額からその記載した⑩欄の金額を差し引いた残額を記載する。

(4) 「⑩ ⑧の金額のうち第2回目の法定納期限までに納付すべき税額」欄

この欄には、⑧欄の金額に2分の1を乗じて求めた金額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を記載する。

（注）1 「第2回目の法定納期限」とは、地価税法第28条第1項（納付）に規定する当該地価税の額から当該2分の1に相当する金額を控除した残額に相当する地価税の納付すべき期限をいう。

2 地価税法第25条第4項の規定による清算法人に係る申告書である場合には、当該申告書の提出期限までに地価税の額の全額を納付しなければならないことから、「⑧地価税の額」欄の金

額を「⑨ ⑧の金額のうち申告期限までに納付すべき税額」欄に転記し、「⑩ ⑧の金額のうち第2回目の法定納期限までに納付すべき税額」欄の記載は要しないことに留意する。

5 「3非課税土地等の内訳」表の各欄

「土地等の明細書（非課税分）」に記載された土地等について、「区分」欄の各区分ごとに、該当する土地等の合計面積を「面積」欄に記載する。

6 「残余財産の確定した日」欄及び「残余財産の最後

の分配が行われる日」欄

「残余財産の確定した日」欄は、地価税法第25条第4項の規定により清算法人が申告する場合に、その法人の残余財産が確定した年月日を記載する。また、「残余財産の最後の分配が行われる日」欄は、残余財産が確定した日の翌日から1月を経過した日の前日までに残余財産の最後の分配が行われる場合に、その分配が行われる年月日を記載する。